

議案第 32 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年  
板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第 19 条の 2 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育  
の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外  
の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉  
の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育  
職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条  
に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則  
で定めるところにより行うものとする。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一  
部改正等に伴い、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に係る規定を  
追加する必要がある。